

第 4 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成23年12月13日

開 会 中

場所 第 5 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成23年12月13日(火曜日)

午前9時59分開議

午前11時57分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成23年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

議案第3号 平成23年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)

議案第4号 平成23年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第16号 熊本県地域振興局設置条例及び熊本県熊本土木事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 工事請負契約の締結について

議案第21号 工事請負契約の変更について

議案第25号 専決処分の報告及び承認について

議案第26号 専決処分の報告及び承認について

議案第27号 専決処分の報告及び承認について

議案第28号 専決処分の報告及び承認について

議案第29号 専決処分の報告及び承認について

議案第30号 専決処分の報告及び承認について

議案第31号 専決処分の報告及び承認について

議案第33号 平成23年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

議案第34号 平成23年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

請第13号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①川辺川ダムに関する最近の状況について

②五木ダムに関する最近の状況について

③熊本県住宅マスタープランの改定について

出席委員(8人)

委員長 小早川 宗 弘

副委員長 山 口 ゆたか

委員 山 本 秀 久

委員 堤 泰 宏

委員 松 岡 徹

委員 東 充 美

委員 泉 広 幸

委員 緒 方 勇 二

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部 長 戸 塚 誠 司

政策審議監 鷹 尾 雄 二

道路都市局長 野 田 善 治

河川港湾局長兼

土木技術審議監 上 谷 昌 史

建築住宅局長 生 田 博 隆

監理課長 金 子 徳 政

用地対策課長 成 瀬 茂

土木技術管理課長 西 田 浩

道路整備課長 増 田 厚

道路保全課長 亀 田 俊 二

都市計画課長 内 田 一 成

下水環境課長 軸 丸 英 顕
河川課長 林 峻一郎
港湾課長 手 島 健 司
砂防課長 高 永 文 法
建築課長 坂 口 秀 二
営繕課長 田 邊 肇
住宅課長 平 井 章

事務局職員出席者

議事課課長補佐 平 田 裕 彦
政務調査課主幹 竹 本 邦 彦

午前9時59分開議

○小早川宗弘委員長 時間となりましたので、ただいまから第4回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにしました。

それから、先日実施しました管外並びに管内視察につきましては、委員の多数の先生方に御参加をいただきましてありがとうございました。視察の成果については、今後の委員会審議に十分役立ててまいりたいというふうに思っております。

次に、今回付託されました請第13号について、提出者から趣旨の説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

それでは、請第13号について、説明者を入室させてください。

（請第13号の説明者入室）

○小早川宗弘委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、お願いします。

（請第13号の説明者の趣旨説明）

○小早川宗弘委員長 ありがとうございます。趣旨はよくわかりました。後でよく審査

しますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第13号の説明者退室）

○小早川宗弘委員長 次に、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。また、本日の説明を行われる際は、執行部の皆さん方は着座のまま、なお、説明はできるだけ簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、戸塚土木部長、総括説明をしてください。

○戸塚土木部長 おはようございます。

着座にて説明をさせていただきます。

初めに、小早川委員長初め委員の皆様方には、去る11月8日から10日にかけて、宮城県仙台市で展開しているくまもとアートポリス東北支援「みんなの家」プロジェクトなどを、さらに11月24日には、管内の八代港及び熊本港を御視察いただきましたことに対しまして、お礼申し上げます。

それでは、今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ち、最近における土木部行政の動向について御報告申し上げます。

まず、国の公共事業関係予算についてですが、今年度当初、東日本大震災の復旧・復興事業の財源確保のため5%が執行留保されておりましたが、先般解除され、約16億円の事業を速やかに執行することとしております。

さらに、早期実施が必要な県単独公共事業について、前年度の約2倍、約18億円のゼロ県債の設定及び国の第3次補正予算に対応した追加補正として約45億円を今定例県議会にお願いするなど、予算総額の確保に努めております。

次に、川辺川ダム関係及び五木ダムについてでございます。

球磨川の治水については、ダムによらない治水を検討する場の第9回会議で幹事会の設置が承認され、その第1回会議が去る10月31日に開催されました。

直ちに実施する対策を早急に実施するとともに、引き続き検討する対策について、可能なものから順次実施の段階に移せるよう、スピード感を持って国及び流域市町村と検討を進めてまいります。

また、五木ダムについては、去る11月21日に、県の再評価監視委員会から、事業中止は妥当との答申がありました。地元には、今なお洪水に対する恐怖や不安があり、一日も早くこれらを解消する必要があります。

そのため、知事は、年内に最終判断をする考えであり、五木村に対して治水対策案を説明できるよう、最大限の努力を行ってまいりました。先般、五木村から、県の説明を聞くとの御了解が得られ、明日14日に村議会に事前説明を行った上で、20日に治水対策案を説明する予定であります。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案5件、条例等関係議案10件、報告関係2件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明いたします。

今回の補正予算は、冒頭提案分3件、追加提案分2件、合計5件の御審議をお願いしております。

冒頭提案分につきましては、6月から9月に発生した豪雨に伴う県管理の河川、砂防、道路の公共土木施設の災害復旧に要する経費等に伴う補正で、一般会計、特別会計を合わせまして合計で1億1,757万9,000円の増額補正をお願いしております。

あわせて、公共事業の発注の平準化等を図るため、県単独の公共事業について18億700

万円の債務負担行為、いわゆるゼロ県債を設定し、事業の早期かつ円滑な執行を図ることとしております。

また、次年度へ繰り越す繰越明許費の設定として322億2,300万円をお願いしております。

追加提案分につきましては、国の第3次補正予算に基づく全国防災対策に即応した公共事業費について、一般会計、特別会計を合わせて44億5,440万9,000円の増額補正をお願いしております。この結果、冒頭提案分と合算した11月補正予算総額は45億7,198万8,000円となります。

あわせて、繰越明許費の設定として、国直轄事業負担金を除いた39億5,954万9,000円の追加設定をお願いしております。この結果、冒頭提案分と合算した繰越明許費の設定総額は361億8,254万9,000円となります。

次に、条例等関係議案につきましては、熊本県地域振興局設置条例及び熊本県熊本土木事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について1件、工事請負契約の締結及び変更について2件、道路管理瑕疵関係の専決処分報告及び承認について7件、計10件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、県営住宅の明け渡し請求及び延滞家賃等支払い請求に係る訴えの提起等に係る専決処分報告について2件を御報告させていただきます。

その他報告事項につきましては、川辺川ダムに関する最近の状況についてほか2件でございます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

今後とも、各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○小早川宗弘委員長 次に、付託議案等について、関係課長から順次説明をお願いします。

○金子監理課長 監理課でございます。

最初に、資料の確認をお願いいたします。

今回は、建設常任委員会説明資料を冒頭提案分と追加提案分の2冊とその他報告事項を3件用意しております。なお、建設常任委員会説明資料につきましては、表紙に(予算関係追号)と記載しておりますのが追加提案分で、もう一方が冒頭提案分でございます。予算関係議案の説明に当たりましては、各課ごとに、冒頭提案分に続き追加提案分を説明させていただきます。

それではまず、冒頭提案の第1号議案平成23年度熊本県一般会計補正予算、第3号議案平成23年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算及び第4号議案平成23年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算の概要について御説明させていただきます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

平成23年度11月補正予算資料についてでございます。

このページは、土木部全体の予算額の状況を記載しておりますが、ただいま部長の総括説明にありまして、冒頭提案の補正予算におきましては、6月から9月に発生した豪雨に伴う河川等の公共土木施設の災害復旧に要する経費等の予算を計上しております。

その内訳につきましては、上の表の2段目の今回補正額の欄でございますが、一般会計の普通建設事業といたしまして、補助事業で2,550万円の増額を計上しております。

次に、災害復旧事業としまして、補助事業で1,466万円の増額、県単事業で6,811万9,000円の増額を計上しております。合わせまして、一般会計、計は1億827万9,000円の増額でございます。

次に、その右の特別会計ですが、投資的経費で930万円の増額を計上しております。

その右側の一般会計、特別会計を合わせた合計の欄でございますが、1億1,757万9,000円の増額となります。

11月補正後の合計額は、一番右下の合計欄の3段目になりますが、追加提案分の説明の際にあわせて御説明させていただきますので、説明は割愛させていただきます。

次に、2ページの平成23年度11月補正予算総括表をお願いいたします。

各課の補正額とその財源内訳を記載しております。表の最下段の土木部合計の欄をらんください。

財源内訳としまして、国庫支出金が1,923万6,000円、地方債が6,300万円、その他が3,534万3,000円の増額となっております。

また、3ページ以降の関係課の予算に出てまいります。県単独事業に係る債務負担行為、いわゆるゼロ県債として18億700万円の設定をお願いしております。これは、事業発注の平準化と早期発注による事業効果の早期発現を図るため、設定をお願いするものでございます。

冒頭提案分に係る土木部全体の予算額の状況は以上でございます。

次に、追加提案分の第33号議案平成23年度熊本県一般会計補正予算及び第34号議案平成23年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算の概要について御説明いたします。

予算関係追号分の説明資料の1ページをお願いいたします。

平成23年度11月補正予算資料(追号)についてでございます。

このページは、土木部全体の予算額の状況を記載しておりますが、追加提案の補正予算におきましては、国の第3次補正予算に基づく全国防災対策に即応した公共事業費について予算を計上しております。

まず、上の表の2段目の補正額の欄につき

ましては、冒頭提案分として先ほど御説明させていただいた分でございます。

予算関係追号の内訳につきましては、3段目の追加補正額の欄でございますが、一般会計の普通建設事業としまして、補助事業で38億8,884万9,000円の増額、直轄事業で4億9,486万円の増額を計上しております。合わせまして、一般会計、計は43億8,370万9,000円の増額でございます。

次に、右の特別会計でございますが、投資的経費で7,070万円の増額を計上しております。

その右側の一般会計、特別会計を合わせた合計の欄でございますが、44億5,440万9,000円の増額となります。

以上、11月補正後の合計額は、一番右下の合計欄の4段目でございますが、冒頭提案分の1億1,757万9,000円と合わせまして947億7,045万1,000円となっております。

また、各課別の内訳につきましては、その下の表のとおりとなっております。

次に、2ページの平成23年度11月補正予算総括表(追号)をお願いいたします。

各課の追加補正額とその財源内訳を記載しております。

表の最下段の土木部合計の欄をごらんください。

追加補正額の財源内訳としましては、国庫支出金が22億1,860万9,000円、地方債が21億9,700万円、その他が3,565万円、一般財源が315万円の増額となっております。

追加提案分に係る土木部全体の予算額の状況は以上でございます。

○成瀬用地対策課長 用地対策課でございます。

それでは、冒頭提案分を御説明いたします。説明資料3ページをお願いします。

収用委員会の審理時に、そのときの審理を作成するために速記者に速記をお願いしてお

ります。年度末の3月26日に開催します収用委員会の審理の審議録が、今年度中に納品が間に合いませんので、冒頭提案分として収用委員会費34万円を限度額とする債務負担をお願いいたします。

用地対策課は以上でございます

○西田土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

ただいまの次のページの4ページをお願いいたします。

上から2段目の建設単価調査費でございます。右側の説明欄をごらんください。

平成24年度におきまして、1,927万9,000円の債務負担行為の設定をお願いしております。

この業務は、土木部が発注します公共工事の積算に用いる建設資材単価などを決定するため、市場取引の実態を調査するものでございます。切れ目なく調査月の結果を翌月に反映させる必要があるため、平成24年度におきましても、年度当初から調査を開始する必要があります。

土木技術管理課は以上でございます。

○増田道路整備課長 道路整備課でございます。

それではまず、冒頭提案分について御説明いたします。説明資料の5ページをお願いします。

表の2段目、地域道路改築費でございますが、説明欄に記載しておりますとおり、国との協定に基づく受託事業費2,550万円の増額補正をお願いしております。

内容は、九州横断自動車道延岡線への地域活性化インターチェンジ整備に関連しまして、県道田代御船線ほか1カ所のつけかえを行います。国との協定に基づき国の負担分を受け入れるもので、財源は全額国からの事業費収入でございます。

冒頭提案分は以上でございます。

次に、予算関係追号分について御説明します。

予算関係追号分の説明資料、3ページをお願いいたします。

まず、2段目の国直轄事業負担金でございますが、国の第3次補正予算、全国防災に伴います負担金の増といたしまして、国道3号及び57号の事業促進を図るために、1,100万円の追加補正を計上しております。

次に、4段目の地域道路改築費でございますが、同じく国の第3次補正予算、全国防災に伴う増といたしまして、国道が219号ほか1カ所、県道は横野矢部線ほか9カ所について、6億2,724万9,000円の追加補正を計上しております。

最下段でございますが、道路整備課の補正予算は、追号分といたしまして、2事業で合計6億3,824万9,000円の増額補正をお願いしております。

道路整備課は以上でございます。

○亀田道路保全課長 道路保全課でございます。よろしくお願いたします。

まず、冒頭提案分につきまして御説明いたします。説明資料の6ページをお願いいたします。

冒頭提案分としましては、道路舗装費で、荒尾長洲線ほか67カ所、総額10億1,210万円のゼロ県債の設定をお願いしております。

事業内容としましては、路面が傷んでいる箇所の舗装補修や排水に支障を生じている箇所の側溝を整備するものでございまして、現地の状況から、来年の梅雨までに工事を完成させる必要がある箇所をお願いしております。

冒頭提案分については以上でございます。

次に、予算関係追号分について御説明します。

説明資料の予算関係追号の4ページをお願い

いたします。

追号分としましては、国の第3次補正予算の全国防災対策対応分として、道路施設保全改築費で総額30億8,700万円の増額補正をお願いしております。

補正の内容としましては、災害防除事業として、国道212号ほか61カ所、橋梁補修事業として、国道266号の天草五橋の中の橋、それと前島橋の2橋を予定しております。いずれも防災・震災対策を推進するため、道路斜面の災害防災対策や橋梁の耐震対策を行うものでございまして、現地の状況から、緊急性が高い箇所において事業着手をお願いしているものでございます。

なお、補正後の道路保全課の予算額総計は203億3,600万円余となります。

道路保全課の説明は以上でございます。

○軸丸下水環境課長 下水環境課でございます。

まず、冒頭提案分について御説明いたします。説明資料の7ページをお願いいたします。

流域下水道事業特別会計のうち、熊本北部流域下水道建設費について、930万円の補正をお願いしております。これは、旧植木町に隣接する熊本市の区域などを、新たに熊本北部流域下水道の処理区域に追加するための設計委託費でございます。

次に、予算関係追号分について御説明いたします。予算関係追号分説明資料の5ページをお願いいたします。

流域下水道特別会計ですが、2行目の熊本北部流域下水道建設費として3,030万円、4行目の八代北部流域下水道建設費として4,040万円、2事業で合計7,070万円の追加補正をお願いしております。それぞれ国の第3次補正予算、全国防災を受けて、下水道施設の耐震対策を進めるための費用でございます。

熊本北部流域下水道では、浄化センター水

処理施設の耐震補強工事、八代北部流域下水道では、地震時に地盤が液状化するおそれがある地域での下水道幹線管渠の耐震対策工事に取り組むものでございます。

下水環境課は以上でございます。

○林河川課長 河川課でございます。

それではまず、冒頭提案分について御説明いたします。資料の8ページをごらんください。

まず、上から2段目の河川海岸維持修繕費ですが、右の説明欄にございますように、ゼロ県債として2億円の債務負担行為の設定をお願いしております。内容は、河川・海岸施設の巡視や点検、簡易な維持、修繕などを行うものです。

続きまして、4段目の河川等補助災害復旧費で1,466万円の増額を計上しております。内容は、その1行下の市町村災害復旧指導監督事務費で、これは市町村が施行する災害復旧事業に係る指導監督事務費になります。

次に、下から5段目の河川等単県災害復旧費になります。

内訳の1つ目は、その下の現年発生災害復旧工事費で、6,111万9,000円の増額を計上しております。

説明欄にありますように、これは、補助災害復旧事業の対象基準を満たさない箇所について、単県で行う災害復旧事業費でございます。熊本市の白川ほか56カ所の予算でございます。

内訳の2つ目が、下から3段目の災害復旧事業設計調査費で700万円の増額を計上しております。これは、災害復旧箇所の調査、測量設計のための委託費で、今回は8月以降の被災箇所分を計上しております。

以上、最下段にありますとおり、冒頭提案分として3事業で合計8,277万9,000円の増額をお願いしております。

次に、予算関係追号分について御説明いた

します。

予算関係追号資料の6ページをお願いいたします。

まず、最上段の河川海岸総務費で4億8,386万円の増額を計上しております。これは、その一段下の国直轄事業負担金でございます。その一段下の国直轄事業負担金でございます。国の第3次補正予算に伴う直轄河川事業の県負担金になります。球磨川ほか2河川分でございます。

次に、3段目の河川改良費で1億7,460万円の増額を計上しております。内容は、その下の河川改修事業費になります。同じく、第3次補正予算に伴う増として、水俣川及び坪井川の改修を予定しております。

以上、最下段に記載しておりますとおり、追号分として2事業で合計6億5,846万円の増額補正をお願いしております。

河川課は以上でございます。

○手島港湾課長 港湾課でございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。冒頭提案分だけでございます。

一般会計でございます。

単県港湾整備事業費の右の説明欄、ゼロ県債でございますが、これは熊本港ほか3カ所のしゅんせつ事業における債務負担行為の設定でございます。

これは、9月から翌年の3月までの間、ノリの養殖が行われるため、その期間前に工事を終える必要があるためでございます。

港湾課の一般会計は以上でございます。

続きまして、港湾整備事業特別会計を説明いたします。次の10ページをお願いいたします。

庁舎等の施設管理業務に関しまして、債務負担行為の設定をお願いしております。

港湾課は以上でございます。

○高永砂防課長 砂防課でございます。

それでは、冒頭提案分について御説明いた

します。説明資料の11ページをごらんください。

砂防課として、2件の債務設定を予定しています。

まず、2段目の単県砂防事業費では、熊本市大鳥居町の大鳥居川で3,500万円の債務設定を予定しています。この事業は、溪流の侵食を防止し、周辺地山の安定を図るため、主に床固め工により整備するものです。

次に、3段目の単県急傾斜地崩壊対策費では、天草市五和町の大渡地区で990万円の債務設定を予定しています。この事業は、急傾斜地の崩壊を防止するため、主に擁壁工により整備するものです。

いずれの事業も、本年度内に工事を発注し、来年の梅雨までに工事を終わる計画です。

以上、冒頭提案分として、2事業で合計4,490万円の債務設定をお願いしております。

砂防課は以上でございます。

○金子監理課長 監理課でございます。

説明資料の冒頭提案分の12ページ、追加提案分の7ページをお願いいたします。

平成23年度繰越明許費についてでございますが、説明は予算関係追号の資料に沿って説明いたします。追号資料の7ページをお願いいたします。

冒頭提案に係る繰越明許費については設定金額の欄に、追加提案に係る繰越明許費については追加設定金額の欄に記載しております。

冒頭提案に係る繰り越しは、9月補正後の本年度予算に対し、過去の繰り越し確定率等により算定しました繰越金額についての設定をお願いしております。

追加提案に係る繰り越しは、追号予算のうち、国直轄事業負担金を除く分の全額について設定をお願いしております。

土木部における平成23年度繰越明許費は、

1の一般会計につきましては、冒頭提案分が310億2,900万円、追加提案分が38億8,884万9,000円で、合わせまして349億1,784万9,000円の設定をお願いしております。

2の港湾整備事業特別会計につきましては、冒頭提案分で2億5,200万円の設定をお願いしております。

3の流域下水道事業特別会計につきましては、冒頭提案分が9億4,200万円、追加提案分が7,070万円で、合わせて10億1,270万円の設定をお願いしております。

なお、一般会計、特別会計を合わせました土木部合計は、一番下の合計の欄に記載しておりますとおり、冒頭提案分が322億2,300万円、追加提案分が39億5,954万9,000円で、合わせまして361億8,254万9,000円となります。

事業の繰越額の縮減については、改めて事業の進行管理と効率的な執行を図るよう徹底し、引き続き縮減に努めてまいります。

次に、条例関係でございます。

説明資料は、冒頭提案分の13ページをお願いいたします。

第16号議案熊本県地域振興局設置条例及び熊本県熊本土木事務所設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

その概要につきましては、資料14ページで御説明いたします。

制定改廃の必要性につきましては、熊本市が地方自治法第252条の19の第1項の指定都市に指定されることに伴い、地域振興局の土木に関する事務に係る所管区域の特例及び熊本土木事務所の所管区域の特例を廃止するため、関係規定を整備するものでございます。

内容としましては、1つ目が、熊本県地域振興局設置条例の一部改正でございまして、熊本市と下益城郡城南町の廃置分合及び熊本市と鹿本郡植木町の廃置分合の際設けた宇城地域振興局及び鹿本地域振興局の土木に関する事務に係る所管区域の特例を廃止するもの

でございます。

2つ目が、熊本県熊本土木事務所設置条例の一部改正でございまして、熊本市と下益城郡城南町の廃置分合及び熊本市と鹿本郡植木町の廃置分合の際設けた熊本土木事務所の所管区域の特例を廃止するものでございます。

この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、第20号議案及び第21号議案につきましては、工事請負契約に関する議案になりますので、監理課から一括して説明させていただきます。

15ページをお願いいたします。

第20号議案工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は、国道445号活力創出基盤交付金清水トンネル工事。工事内容は、トンネル工。工事場所は、八代市泉町柿迫地内。工期は、契約締結の日の翌日から平成25年10月31日まで。契約金額は、15億7,500万円。これは消費税及び地方消費税相当額を含む額です。契約の相手方は、味岡・緒方・礎・岩永建設工事共同企業体、契約の方法は、一般競争入札でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

第20号議案の入札経緯及び入札結果についてでございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格として、上段から、建設工事の種類、共同企業体の構成員数、格付等級または経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績に関する事項及び配置予定技術者に関する事項について、記載のとおり設定をしております。

2の評価に関する基準ですが、本工事は、入札時に施工計画書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できる

かどうかについて審査し評価を行う、施工体制確認型総合評価方式で実施しております。

施工計画としては、トンネル工事において、施工上の課題及び配慮すべき事項が重要であることから、次のような課題を設定し、提出された施工計画書等の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算出した評価値が最も高い者を落札者としております。

17ページをお願いいたします。

上段の表が、設定した課題でございます。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には2つの建設工事共同企業体が参加し、平成23年9月26日に開札を行い、評価値を算出しております。

その結果、一番上の段の技術評価点が117.1で、15億4,900万円の予定価格に対しまして、15億円で入札した味岡・緒方・礎・岩永建設工事共同企業体が、評価値7.8067と最も高い評価値となり、落札を決定しております。

19ページをお願いいたします。

第21号議案工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成22年9月定例県議会において議決された工事請負契約について、工事内容の変更等のため、工期の変更を行うものでございます。詳細につきましては、20ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、県営山の上団地建築工事。工事内容は、鉄筋コンクリート造り10階建て、84戸、延べ面積5,612平方メートル。工事場所は、熊本市大江2丁目2番地内。請負契約締結日は、平成22年10月8日。契約金額は、9億1,875万円。請負業者は、三津野・竹内建設工事共同企業体。変更工期は、平成22年10月12日から平成24年1月31日までを、平成22年10月12日から平成24年3月15日までに変更。これは44日の延長となります。

工期変更の主な理由としましては、くい地業等における転石処理等に係る工期延長で、

本工事のくい地業において、予測できない転石が存在したことにより、施工方法の検討及び処理に不測の日数を要し、さらに、基礎根切り工事において、旧兵舎跡のコンクリート基礎等が存在し、撤去に不測の日数を要したことによる工期の延長でございます。

監理課からは以上でございます。

○亀田道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認については、冒頭提案説明資料の21ページの第25号議案から33ページの第31号議案までの7件でございます。

初めに、第25号議案及び第26号議案の2件についてでございますが、資料の21ページから24ページをごらんください。詳細は、いずれも右ページの概要にて説明いたします。

本件2件は、平成23年6月18日午後10時ごろ、八代市井揚町の一般県道八代不知火線で、道路舗装面にできていた穴ぼこに通行中の普通乗用車及び軽四輪乗用車が落輪し、どちらも同車の右前輪タイヤ等を損傷したものであります。

和解の相手方には、損害額の7割をそれぞれ賠償することとして、第25号議案が2万8,588円を、第26号議案が2万9,547円を賠償しております。

なお、本件事故は、さきの9月議会で御説明していたところですが、同一箇所連続して3件発生した穴ぼこ事故のうちの2件であります。ほかの1件につきましては、9月議会で既に御承認をいただいているところでございます。

次に、第27号議案でございますが、資料の25ページから26ページをお願いします。

本件は、平成23年7月6日午前7時20分ごろ、球磨郡山江村万江の一般県道坂本人吉線で、道路右側ののり面から通行の直前に落下してきた石に普通乗用車が衝突し、同車のフ

ロントバンパーなどを損傷したものであり、和解の相手方が回避することは困難であったことなどを考慮して、修理費の全額に当たる15万9,760円を賠償しております。

次に、第28号議案でございますが、資料の27ページから28ページをお願いします。

本件は、平成23年7月16日午後2時ごろ、八代市豊原町の一般国道219号で、舗装面の亀裂からしみ出していたアスファルト乳剤が、通行中の普通乗用車の右後輪に付着し、同車のタイヤを損傷したものであり、和解の相手方が回避することは困難であったことなどを考慮して、修理費の全額に当たる2万4,905円を賠償しております。

次に、第29号議案でございますが、資料の29ページと30ページをお願いします。

本件は、平成23年9月2日午後8時30分ごろ、熊本市植木町鑑田の一般県道植木河内港線で、道路右側ののり面から落下してきた竹が通行中の軽四輪乗用車を直撃し、同車のルーフパネルを損傷したものであり、和解の相手方が回避することは困難であったことなどを考慮して、修理費の全額に当たる12万2,800円を賠償しております。

次に、第30号議案でございますが、資料の31ページと32ページをお願いします。

本件は、平成23年9月24日午後8時30分ごろ、八代市坂本町西部今泉の一般県道219号で、道路左側ののり面から落下してきた石に通行中の普通乗用車が衝突し、同車の燃料タンクなどを損傷したものであり、和解の相手方には、修理費の3割に当たる4万9,143円を賠償しております。

最後に、第31号議案でございますが、資料の33ページから34ページでございます。

本件は、平成23年9月25日午前11時ごろ、宇土市城之浦町の一般県道川尻宇土線で、道路左側に縦断方向に設置されていた鋼製側溝ふたを巻き上げ、普通貨物車の下周りなどを損傷したものであり、和解の相手方が回避す

ることは困難であったことなどを考慮して、修理費の全額に当たる6万7,697円を賠償しております。

道路保全課の提出議案は以上でございます。よろしく申し上げます。

○平井住宅課長 住宅課でございます。

冒頭提案分でございますが、2件の専決処分の報告をさせていただきます。資料の35ページをお願いいたします。

報告第2号の専決処分の報告は、県営住宅の家賃滞納者に対します県営住宅の明け渡し請求及び滞納家賃等の支払い請求の訴えの提起を行うものでございます。

35ページから37ページまでが内容でございますが、37ページの概要で御説明させていただきます。

専決日は、平成23年11月4日でございます。

今回の明け渡し等請求に係る訴えの提起は、6カ月以上または10万円以上の家賃等の滞納者で、自主的な滞納解消が見込めないもの8件について、11月22日に熊本地方裁判所に提訴を行ったものでございます。

この8件につきましては、これまで何回もなく納入指導を行ってまいりましたが、呼び出しにも応じない、また、納入の誓約はするものの、それを守らないといった滞納者でございます。

滞納総額は123万4,900円、滞納総月数は71カ月となっております。

これまでの訴訟の実施状況は、括弧に掲げておりますが、今回が41回目の提訴となり、今回を含め991件となっております。

続きまして、39ページをお願いいたします。

報告第3号の専決処分の報告は、県営住宅の滞納家賃等の支払いにつきまして、訴えの提起前の和解を行うものでございます。

39ページから41ページが内容でございます

が、41ページの概要で御説明させていただきます。

専決日は、平成23年11月4日でございます。

この和解は、6カ月以上または10万円以上の家賃滞納者で、自主的な滞納解消が見込めるもの5件について、11月22日に熊本簡易裁判所に即決和解の申し立てを行ったものでございます。

滞納総額は98万6,500円、滞納総月数は46カ月となっております。

この5件につきましては、先ほどの提訴の対象者と異なりまして、滞納解消のための家賃納付を誓約する意思を示しているため、訴訟提起する前に、裁判所の関与のもとで今後の支払い方法等について和解を行うものでありまして、判決と同様の効果があり、より迅速で効率的に、強制力を伴う手段を確保していくものでございます。

これまでの和解の実施状況は、括弧に掲げておりますが、今回が14回目の和解となり、今回を含め169件となっております。

県営住宅の家賃滞納解消につきましては、新たな家賃滞納者をふやさないよう、今後も口座振替の促進や訪問徴収の強化など、徹底した徴収の促進により滞納防止に努めてまいります。

住宅課は以上でございます。

○小早川宗弘委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、この付託議案に関する質疑に委員の皆さん方は質問していただきたいと思えます。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第3号、第4号、第16号、第20

号、第21号、第25号から第31号まで、第33号及び第34号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認め、議案第1号外14件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外14件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、請願の方に入りたいと思いますけれども、請第13号について審議したいと思います。

請第13号建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する請願について、執行部からの状況説明を求めたいと思います。

金子監理課長。

○金子監理課長 監理課でございます。

熊本県建築労働組合から請第13号が出されております。これについて御説明申し上げます。

請願の1つ目の一般競争入札の適用金額の引き上げについてでございますが、地方自治法が一般競争入札を原則としていること、また、指名競争入札に係る不祥事件などを受けて、平成18年12月に、全国知事会は、都道府県の公共調達改革に関する指針において、指名競争入札の廃止及び1,000万円以上の工事は、原則として一般競争入札によるの方針を打ち出しております。

県としても、透明性及び競争性の高い入札契約制度の整備に向けて、知事会の指針に沿って一般競争入札制度の拡大を推進してきた経緯があり、現時点では一般競争入札の適用金額を引き上げる状況にはないと考えております。

次に、請願の2の公契約条例の制定につい

てでございますが、公契約条例は、労働者の賃金等の額を地方自治体が指定し、公共工事の賃金水準を確保することなどを目的に、国内では、千葉県の野田市、神奈川県のカ崎市など、一部の市で制定されていますが、都道府県での制定実績はありません。

これまで政府は、民間部門の賃金、その他の労働条件は、関係当事者の労使間で合意されるべきものであり、労働基準法違反の場合を除き、政府が介入するのは不相当との見解を示しておりますが、県としても同様の考えであり、現時点では条例制定は困難と考えております。

説明は以上でございます。

○小早川宗弘委員長 それでは、質疑に入りたいと思いますが、ただいまの請第13号の説明に関して質疑はありませんか。

○松岡徹委員 これは以前もいろいろ議論があったようですけれども、さっきの請願の趣旨説明でもあったように、実際はかなり業者の方の、何というか、負担というかな、危機感を強めているというかね。

私も、もとより一般競争入札、とりわけ条件つき一般競争入札の方向を是としている立場ではあるんですけれども、私が聞いたところでは、B、C級の業者、企業の1,534社のうち1,313社を回ったそうですよ。そして、そのうち423社から署名をもらって、やっぱりその中で言われているのは、結局は全体の9割になる1,000万円以上からB、Cの人が事実上除かれるわけですたいね。その辺のところ、確かに一般競争入札は否定はしないんだけど、一遍にそういうふうにして、実際、業者の立場から見ればどうなのかと。

ですから、いわゆる激変緩和で、当面2,000万円とかの線にするとか、そういうような点が——やっぱり行政が決めればそれでどっ

といくわけだから、しかし、実際、生身の人間、生身の企業、そこには経営者があり、従業員がいるわけで、その辺のところはどうなんでしょうかね。

○金子監理課長 今回の入札制度、発注標準を変更したわけですが、これまでも入札制度については順次改革をしてきているところでございます。

ただ、公共投資が大きく減る中で、経営と技術にある程度すぐれた、あるいは地域経済の雇用の担い手の中心であるといいますか、雇用者が多いところを中心にある程度県としても需給バランスを——アンバランスを是正せないかぬという目的でやっております。

ただ、あとB、Cクラス、新しい基準のB、Cクラスについては、こちらの方で調べたところでは、まあ従業員数も比較的少なく、あと市町村工事とか下請関係の工事の受注割合が多いという状況でもありますので、できるだけ下請工事にうまく入れるようにする取り組みをやっていかぬし、先ほど請願の中でお話があったように、下請の実態あたりもきちんと精査して、下請取引がうまくなされるような取り組みもしていきたいというふうには考えております。

○松岡徹委員 今までは元請だった人が、いわゆる日本の建設業界の大きな、何というか、ゆがみといわれるその重層下請構造の中に組み込まれていかざるを得ぬようになるわけですね。それは、やっぱり是とすべきものじゃないと、よいことじゃない、やっぱりその条件は悪くなるわけですよ、業者の立場から見ればね。

それから、この間何回か言いましたけれども、いわゆる公共投資が減る問題も、一般質問で取り上げた——私に言わせれば、路木ダムのようなのはそれはもう要らぬけれども、何とかな、この間繰り返し言っているよ

うに、やっぱり今道路や橋などの老朽化が進む中で、そういう生活密着型の公共投資は、これからはやっぱり時代の要請としてはふやしていかぬ状況にあるので、その辺もやっぱりよく見て予算の組み方を暫時切りかえていくと、前向きに。そして、それと即応する形で、やっぱり入札のあり方、業者の育成も考えていくべきじゃないかなとは思っていますけれどもね。

○金子監理課長 維持補修系については御指摘のとおりだと思っております。

今回の補正予算についても、国の3次補正を受けて、基本的にはその維持補修系を中心に補正予算をお願いしているところでございますし、今後、業者の、いわゆる格付業者の今後の動かし方についても、その維持補修系を念頭に置いた工事の発注あたりの工夫あたりが必要になるかなと考えておりますので、今後とも研究させていただきたいと思えます。

○松岡徹委員 いわゆる、その維持、補修などがなくなってくるけれども、それが大体どのくらいになるかというのをあるところで調べたら、700兆円ぐらいになるというわけですね、建設物だけで。だから、日本の、何かこう——いつかも言ったけれども、コンクリートから人へというのは言葉としてはいいけれども、だから、むだなコンクリートは要らぬけれども、やっぱり本当に国民が安心、安全な生活を送っていく、それから地震とか大災害とかもまた起こり得るという中で、真剣にやっぱりそういう点での、老朽化していく社会資本の整備という問題では考えていかぬかぬと。

それからもういっちょ、公契約条例の件ですけれども、民民については、政府は、国の方針としてなかなか難しいというお話だけれども、そもそも言えば、ILOの94号条約で

は、ずっと前から、いわゆる民民の関係でも、しかるべき機関がやっぱり措置するというふうになっているわけですよ。それを日本政府がなかなかやってこなかったという中で、それはいかぬということで、いわば下から、まあ千葉県の野田市の市長さんの発言で言うならば、国がやらぬなら自分のところからやるということで、条例という形でして、今、調べてみたら、1,227自治体の中で864請願が採択されているようなんですよ。

ですから、何か民民だからという時代ではない——それは、民民で言うならば、下請代金遅延防止法とか、そういったものも整備されてきているわけだし、実際、何か感覚的には公契約で賃金が縛られると、収益がやっぱり悪くなるというふうに思われがちだけれども、やっぱり落札単価が適正になって、賃金もきちっとなっていくということでいけば、全体としては安定化していくわけで、そこら辺はもう少し研究した方がいいんじゃないかと。

我々議員の側も、大体私以上に自民党の先生方や皆さん方、建設業者の皆さんと大変親しくされているわけだから、やっぱりこの問題は——新聞報道によれば、えらい知事が強気だという話が載ったけれども、本当に災害や地域のさまざまなイベントやそういう中で、いわばここで言うならば、切り捨てという表現は好まれませんけれども、そういう対象になるB、Cクラスの業者の方々、その従業員がやっぱり役割を果たしているわけで、そういう点では、もっとやっぱりこの請願の趣旨に沿って行政も議会も考えないかぬという趣旨で紹介議員になったわけです。

それは答弁は要りません。一応、意見として述べておきます。

○山本秀久委員 今、松岡先生からいい話を

してもらっていますけれども、実は、公共事業の問題とかいろいろな問題は、これから熊本県としてどうあるべきかということはわかっているわけですから、その都度公共事業の問題に対しても縮小されてくるということは、そこに一つの縮小だからといってやめるんじゃないで、熊本県としては必要なんだということをどんどん出してもらうべき。そうすると、議会としても、それを支援していかなくちゃならぬ。

今、民主党のやり方というのは、縮小の問題を、さっき松岡先生も言ったけれども、人間からコンクリートとかなんとか言うけれども、そうじゃないんだよ、やっぱり。人間が住む以上は必要性があるわけですよ、コンクリートというものは。それを、いかにして熊本県としては、これが地域の活性化につながる問題であるということは、遠慮なしに出していただくべきだと私は思う。その積み重ねが必要なんですよ。

そうすると、雇用の問題にしても、今一番建設業というのが、雇用が、その地域の活性化につながっているわけですよ。そういう問題点を提起していかなくちゃならぬということならば、共産党が出している問題だって解決していくわけだ。

だから、やっぱり生活が成り立つためには、そういうことも必要なんですよ。ですから、熊本県としてやるべきものは、どんどん遠慮なしに出すべきだと、言うべきだと、国に向かって。そうすると、我々も、それに援護していきたいと、そういう意見でありますので、よろしく。

○小早川宗弘委員長 それでは、採決に入りたいと思います。

まず、請第13号については、いかがいたしましょうか。

（「採択、不採択、挙手採決で」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 採択、不採択の両方の意見がありますので、採択についてお諮りをいたします。

請第13号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○小早川宗弘委員長 挙手少数と認めます。よって、請第13号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査にすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いします。

○林河川課長 河川課でございます。

報告事項1をごらんください。

川辺川ダムに関する最近の状況について御報告いたします。

まず、1のダムによらない治水を検討する場についてでございます。

(1)幹事会の設置ですが、9月5日に開催されました第9回の検討の場において、直ちに実施する対策を早急に進めるとともに、引き続き検討する対策の検討をスピード感を持って取り組む必要性について、認識の共有が図られました。これを受け、具体的検討を進める実務レベルの幹事会設置が了承されました。

幹事会の設置目的、メンバーは、下の枠内

のとおりでございます。

設置目的は、3行目になりますが、実務レベルで問題点や効果等を綿密に把握しながら、機動的に議論することで、よりスピーディーに進めるためであります。

構成メンバーは、国、県、それに流域の12の副市町村長等になっております。

(2)10月31日に開催されました第1回幹事会についてでございます。

2行下でございますように、国からは遊水地、県からは市房ダムと川辺川筋の治水対策について、検討するに当たっての考え方とその効果について説明いたしました。

参加者からは、遊水地に対し、理解を得ることの困難性、治水への効果、具体的な箇所などについて意見がございました。

なお、遊水地の候補につきましては、国から、検討に際し、任意の箇所を設定したもので、説明は控えさせていただき旨の回答がございました。

(3)今後の対応方針でございますが、各市町村の意見を聞きながら、遊水地、市房ダム、河川改修等を組み合わせた場合の治水対策の効果を次回会議で提示する予定であります。

県におきましては、市房ダム、川辺川筋の治水対策について、国と連携しながら早急に検討を進めてまいります。

2の五木振興に関する最近の動きについてでございます。

五木村振興に係る基盤整備事業としては、6月26日に開催されました第5回の五木村の今後の生活再建を協議する場の決定事項に基づき、国、県、村の実務者レベルによる協議を行い、現在村において具体的な振興策の取りまとめを行っているところでございます。

続きまして、報告事項2をごらんください。

五木ダムに関する最近の状況について御報告いたします。

1の再評価監視委員会における審議等についてでございます。

1つ目は経緯になりますが、五木ダム事業について、ことし7月の第1回委員会に、中止の方針案を諮問いたしました。

10月17日に開催された第5回委員会での県の説明に対し、五木ダムが必要との村民意見が十分反映されていないとして、10月26日に五木村から県へ抗議がありました。11月8日には、ダム建設の促進に係る決議文が県に提出されました。

県としては、11月9日の第6回委員会において、これらの状況を詳細に御報告いたしました。

その後、委員会からは、中止方針が妥当という結論が出され、11月21日、県に正式に答申がございました。

答申内容の要旨を下の枠内に記載しております。

主な附帯意見として3点ございます。1つ目は、設定洪水では溢水は発生しないことから、ダムによる治水対策案の緊急性は低いこと、2つ目は、当地区の戦後最大洪水に対する治水対策については、地元の意見を丁寧に聴取した上で、早急に取りまとめを行うことという意見でございます。

この当地区の戦後最大洪水に対する治水対策のことを、当面の治水対策と呼んでおりますが、これは下の点線の枠内の1点目に記載しておりますように、五木村の宮園・竹の川地区での戦後最大規模であります平成17年9月洪水を想定し、必要な対策を取りまとめたものになります。

なお、その下の2点目にありますように、この平成17年9月洪水を上回る洪水に対し、さらに必要となる対策を将来的な治水対策というふうと呼んでおります。

これにつきましては、附帯意見の3ポツ目にございますように、できるだけ早い時期に河川整備計画基本方針レベルの洪水に対する

治水対策、ただいまの将来的な治水対策でございますが、この将来的な治水対策を講ずることができるよう、上下流バランスを考慮しながら、国や関係市町村などと連携して対応することとの意見でございました。

2の五木村宮園・竹の川地区の治水対策についてでございます。

まず、再評価監視委員会へ諮問後の8月から9月にかけて、五木村で今後の治水対策に関する県の考えを御説明するとともに、関係6地区で説明と意見交換会を実施いたしました。

その際伺った意見や再評価監視委員会の附帯意見を踏まえ、治水対策案を取りまとめ、村に説明要請を行ってまいりました。これに対し、12月7日付で村から、治水対策案について説明を聞くとの回答がございました。

3の今後の対応方針についてでございます。

五木村宮園・竹の川地区の治水対策は早急に進める必要があり、今月20日、村に対し、治水対策案の御説明を行う予定でございます。なお、あす14日には、村の御意向に沿い、村議会へ事前説明を行う予定でございます。

今後とも、議会のさらなる御指導、御鞭撻をお願いいたします。

以上です。

○平井住宅課長 住宅課でございます。

報告事項3をお願いいたします。

熊本県住宅マスタープランの改定につきまして、現在までの検討内容につきまして御報告をさせていただきます。

まず、改定の経緯でございますが、平成18年に、国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等を図ることなどを目的としました住生活基本法の制定と国による全国計画の策定が行われ、県におきましても、この全国計画に即した熊本県住宅マスタープランを策定い

たしました。

この計画は、5年後に見直すこととされておりましたが、昨年、平成22年度末に国の全国計画が改定されたことに伴いまして、今回県のマスタープランも見直すこととしたものでございまして、法定の計画でございます。

現在の熊本県住宅マスタープランにつきましては、資料の左欄にありますとおり、基本方針や基本目標のもとに、5つの基本計画を定めております。

資料の右欄が今回の改定についてでございますが、まず、全国計画の見直しの要点は、資料右欄上段の1全国計画の改定視点にありますように、(1)耐震診断・耐震改修等の促進、(2)サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進、(3)住宅の省エネルギー性能の向上、(4)中古住宅の活用、(5)将来にわたり活用される良質なストックの形成の5つの視点であり、これとあわせまして、その中段の2本県独自の改定視点としまして、(1)地域の活性化、産業の振興、(2)熊本市の政令市移行後の県の役割の2つの視点を加えまして見直しを行いたいと思っております。

あわせまして、県営住宅のあり方につきましても、下段3にありますとおり、(1)将来の入居需要への対応、(2)民間賃貸住宅との役割分担、(3)立地する市町との役割分担の3つの視点で見直しを行いたいと考えております。

この県営住宅のあり方につきましては、裏面の方で説明いたします。

裏面上段の左欄が公営住宅の役割、それから、右欄の県営住宅の現状、これは県営住宅入居者の月収、それから入居倍率、建物の老朽化等を挙げておりますが、これと下段左欄の県営住宅と取り巻く状況、これは、低額所得者の増加や民間賃貸住宅の空き家の状況、熊本市の政令市移行などでございますが、これらを踏まえまして、下段右欄にございますが、先ほど申しました3つの見直しの視点か

ら、県営住宅は、より住宅に困窮する世帯のもののためになるようにと考えております。

このため、右の最下段にありますように、まず民間の賃貸住宅が受け皿となれるような世帯につきましては、それにゆだねまして、入居対象者は、より収入が低い世帯とし、既存ストックにつきましては、できるだけ長寿命化を図って有効活用していくとともに、住みかえによる県営住宅の集約化などによりまして、総管理戸数は縮減していくという方向で整理をしたいと考えております。

なお、この県営住宅の整備方針も含めましたマスタープランの今後の改定スケジュールにつきましては、表面に戻っていただきたいと思いますが、この右下の欄にありますとおり、外部有識者による検討会の意見等を聞きながら策定を進め、またパブリックコメント等も経まして、来年6月のこの委員会で御報告を申し上げ、その後公表を行いたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○小早川宗弘委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

○東充美委員 先ほどの専決処分のもありましたけれども、ここ数年間、家賃滞納の提訴状況が、37ページの報告を見ると、1けたに減ってきているんですけども、これは入居の、今言われたけれども、低所得者層の入居を今から見直すというように言われましたけれども、これだけ減ってきたということは、何か審査基準というか、あれが少し変わってきたんですかね。昔は何十件と出ているけれども。

○平井住宅課長 これは、長年にわたりましてこういった法的な措置を続けてきておりま

して、その結果、そういった滞納をされる方、特に悪質な方ですとか、そういった方が減ってきているということで、こういうふうには提訴の人数は減ってきているということでございます。

○東充美委員 武蔵ヶ丘の県営住宅なんですけれども、今いろいろ外壁等の手直しをやっていますけれども、何といたしますか、所得は別にして、年齢層というのはどういう状況が——60歳以上がどのくらいおられるか、わかりますかね。

○平井住宅課長 詳しくはあれですが、大体60歳以上は——公営住宅法では、60歳以上の方を一応高齢者というふうに定義づけてありますが、60歳以上の方が既に半数以上御入居されているという状況でございます。

○東充美委員 半数以上という、例えば、あそこは4階ですかね、1階、2階、3階、4階というか、高層階になると、結局、私たちもよく行くんですけれども、階段ですよ、エレベーターがないので。そういう高齢者の方々が——上の階におられる方々と下の階におられる方々の生活というのは、ちょっと厳しいと思うんですけれども、そういう、何といたしますか、例えば、4階に入居したらずっと4階におらなければならないとか、1階だったら1階にずっとおらなければならないとか、そういうあれは、何といたしますか、例えば高齢者だったら、1階に優先的に入居させるとか、そういうあれはやっておられるんですかね。

○平井住宅課長 武蔵ヶ丘は5階建てでございますが、そういう上の方にお住まいになられていて、やはり年とともに階段の利用が非常に困難になってきたとかいう方につきましては、住みかえ制度を現在導入しております

て、1階、2階、それからエレベーターを設置しております住宅につきましては、エレベーターの停止階の方への住みかえができるように今はしております。

○東充美委員 上から下へ住みかえですね。

○松岡徹委員 まず河川課関係で、1つは川辺川ダム関係で、検討会なんかに出て思うのは、やっぱり市町村長さんの思いというのは、いつそぎゃんなつとかと、予算がついてということでのもどかしさがあられると思うんですけれども、それで、幹事会をつくって、さらに具体的に詰めるということだけでも、来年度予算、まあ震災とか何かでいろいろ難しい面はあるけれども、災害は災害対策だからですね。

川辺川関係で、いわゆる緊急に、直ちに実施する対策の中のそれぞれの対策での予算は、かなりつく見通しかどうかですたいね。例えば、人吉橋左岸の下流の第一索道のところの改修とか、いろいろありますよね。そういうような一つ一つのところが、まあ改修は基本的には下からと言うけれども、下からでもいいけれども、計画的に来年度はかなり進むのかなと。そういうのをやっぱり進めながら議論もしていかないと、フラストレーションはたまるばかりというふうになってきて、議論自体も難しくなるんじゃないかなというのが1つですね。

それから、五木ダム関係で、私も、実は、この五木の大水害のときは、学生時代ここに1週間泊まり込んで、この宮園小学校に寝泊まりして災害救援したこともあるところで、だから、やっぱりあのときの状況を体験していらっしゃるわけだから、地元の思いというのはやっぱりあると思うんですね。

ですから、そういう意味では——であるならば、県が五木ダムについてそうするのであるならば、それにかわる戦後最大規模の洪水

に対して、きちとこうしますと、いつまでというような責任あるものを、今度知事が行くなら、やっぱり示さないと話にならぬと思うんですよ。

いわば、かわる対策といえば、一般的に言えば堤防のかさ上げとか、掘削とか、川幅を広げるとか、いろいろあるかと思えますけれども、その辺はちゃんと準備していかれるのかなと、知事が行くときですね。

河川課について、まずその2点。

○林河川課長 まず、川辺川についてでございますけれども、予算に関しましては、今後の予算措置につきましては、その各年度の予算の状況ですとか、全国的な観点から見た事業の緊急性、重要性、そういったもので予算措置されますので、現時点では確定的なことは申し上げられませんけれども、県といたしましても、流域住民の不安を解消するためには、早急にやっぱりやっていただかなきゃいけないということで、特に市町村長さんの方からそういった御要望はございましたので、予算規模の拡大については、県といたしましても、スピード感を持って取り組んでいただくように国の方にはお願いしたいと、強く要望していきたいと思っております。

それから、五木ダムにつきましては、地元の思いということでございますけれども、確かに地元には、まだまだダムについて実施してほしいという思いがあるのは、これは確かでございます。

これにつきましては、確かに、現在我々の方でまとめております治水対策につきましては、村民の皆様御意見、それから説明会でのあるいは意見交換会での意見を伺ってまとめた一応対策でございます。

河川の掘削ですとか、護岸の整備といった治水対策、これはもちろんでございますけれども、土砂災害に対する対策、それからソフト対策、こういった県としてもでき得る限り

の治水対策を取りまとめておりますので、御理解いただけるように県としても進めてまいりたいと思っております。

○松岡徹委員 川辺川ダムについては、知事がああいう表明をされた、それで流域の方々も、まあ相良と人吉以外の首長の人たちも、であるならばということに参加されているわけですね。

ですから、知事を先頭に、予算獲得にしても、やっぱりはまって国交省にかけ合って、直接、知事がよく言う、得意のその人脈を生かして予算もとるといようなことで頑張ってもらい必要があると思います。

それから、五木ダムについて、やっぱり河川改修と同時に、ダムについても、想定外の水が出たら、ダムはある面ではもっとひどい結果をもたらしたりするわけですから、今課長もおっしゃったように、戦後最大規模に対応する、いわゆるハード面の対策と同時に、ソフト面も含めた、そういうようなこともよく説明し、理解を得るような努力も必要かなというふうに思います。

もう1つ、住宅関係について、公営住宅の、これについては来年6月ということなので、ここで見直しの方向性とされている点については大変大きな問題点を感じますので、一般質問でやるかどこでやるかはわかりませんが、今後議論したいと思えます。

きょう伺いたいのは、現在のプランでも掲げられている、そして改定でも言われている中古住宅の活用というふうになっている住宅リフォーム制度の本格的な、いわゆる秋田県型の住宅リフォームの助成については、この改定の議論の中ではどういうふうに考えていらっしゃるかということをちょっと伺いたいと思えますけれども。

○平井住宅課長 現在のマスタープランの中

でも、このリフォームの推進につきましては、やはり情報提供ですとかあるいは相談窓口の設置、そういったものでリフォームの推進をしていくということでございまして、今後も、今委員がおっしゃったように、秋田県、それから県下でも幾つかそういったリフォームの制度を立ち上げているというところもございしますが、やはり県としましては、一定の政策目的のもとにやるというのが必要だというふうに考えておまして、そういったものは、今現在県でも、省エネですとか、障害者対策あるいは地産地消ということで行っておりますので、私どもとしましては、また引き続きそういった支援をするという立場でリフォームを進めていきたいというふうに思っております。

○松岡徹委員 秋田型の住宅リフォームと言ったんですけれども、どうですか、秋田に行ってからちょっと調査、分析なんか県の住宅課としてはしたんですか。

○平井住宅課長 そこまではやっております。公開されておる情報で承知しております。

○松岡徹委員 僕は、いわゆる景気・経済対策として、麻生内閣以来、財政課に出してもらったら、1,400億円以上来とるわけですよ。いわば麻生内閣、鳩山内閣、菅内閣の1次、2次、それ以後もまたあるわけで、その中に社会資本整備総合交付金とか地域活性化交付金とかでは、住宅リフォームなんかに使っていいというようになっているわけですよ。だから、ちょこちょこじゃなくて本格的なやつをやると。

私は、秋田についていろいろ調べてみたんですけども、住宅課が調べていないと言うから、少し話させていただきたいと思っておりますけれども、秋田は、人口が108万人と、2010年

3月からこれまで1年9カ月にわたってやって、ここは工事50万円以上、建て主に10%、上限20万円補助ということなんだけれども、リフォームの助成の申請戸数が2万4,000件、補助交付額が33億円、工事総額が497億円で、補助額の大体15倍の効果がある。つまり、住宅リフォームのいいところは、公の金を少し出すことによって、それならばということで民間のいわば資金を引き出す、そういう効果があるわけですね。ですから、工事額で15倍と。

さらに、それがさまざまな経済波及効果がどうかというと、780億円というんですよ、秋田県の。23.6倍。秋田の場合は、独自のエコカー助成というのを13億円やったらしいんですけれども、この波及効果は91億円で約7倍だったんですけども、住宅リフォームの方はもうはるかに効果が上がっていると。

今、熊本県内では、私の調べたところでは、7市5町が、いわば基礎自治体としての住宅リフォームの実施ないしは近く実施というふうになっているようですけれども、秋田の場合は、25市町村のうち22市町村がやっているから、県の助成と市町村の補助とが合わさるものだから、1戸当たり30万、40万の補助になるから、そういう意味で、さっき申し上げたように、23.6倍の波及効果になったりなんかするんですね。

ですから、さっきの建設産業の入札問題とも関係するけれども、こういうお金は国から来ているわけだから、そういうのは本当に熊本の経済浮揚に——1つの事業で780億円の波及効果がある事業なんかめったにないですよ。そして、それがまた雇用につながる。同じ金でも、いわば大企業のように本社に持っていかれるわけじゃなくて、県内で循環するわけだから。

こういう点はもっと——前々から秋田のことは言っているわけで、やっぱりチームで秋田に行って、詳細に調べて、そういうのがど

うなのかというようなことを、もう少し土木全体としても、住宅課としても考えてやっていただきたい。

どうせマスタープランを見直す、その中で、いわば中古住宅の活用とか耐震改修とか言っているわけで、このリフォームの中に耐震も入れればいいんです。山鹿なんかそうなっているんですけどもね。そういうような点は、ぜひこの見直しの中で考えていただきたいと。

答弁は要らないので、一応、調べていないと言うから、私なりに調べたことを紹介しておきたいと思います。

○山本秀久委員 さつき川辺川ダムとか五木ダムの問題は、政府の出方次第だから、熊本県は24年度片づけますよと言いなさいよ。政府の出方次第では片づけますよと、24年度には。それだけ強く言うべきだよ。

○堤泰宏委員 この住宅マスタープランの2ページ、これは非常に問題点が提起してあると思います。

まず、低所得者世帯、一番左の方ですね。低所得者世帯が200万未満と300万未満に区分して載っていますね、平成21年。だんだんふえています。2つ合わせると約30%ですかね。

それで、今の世情では、いろいろ派遣とか、若い人の就労先がないとか、または生活保護が210万人にふえておるとか、いろいろニュースが流れておりますけれども、果たして300万未満がこれは低所得世帯なのかなと思います。

熊本では、300万未満、すなわち200万以上300万未満が15.3%と、これは計上してありますけれども、私は、これはあんまり熊本では低所得者じゃないのじゃないかなと思いますので、ここは検討されてもらいたいと思います。

それから、その下ですね。これは非常にあれですけども、熊本市の政令市移行にと書いて、ここから政令市に移行するが——してもしなくても一緒と思うんですけども、県営住宅の8割が熊本市内に偏在していると書いてあります。それから、参考資料で、市営住宅が約1万3,000戸ですかね。県営住宅と市営住宅で2万2,000戸ぐらいかな。非常に公営住宅が熊本市に集中しているような気がいたします。

そして、その上、民間の空き家が云々ということが書いてありますね。それで、民間の住宅というのは、もう建ててから30年、40年、中には木造で50年ぐらいのもありますもんね。一番安いじゃ、2間、2Kですかね、それぐらいで1万円台から今ありますもんね。1万円台ですよ。まあ、1万5,000円か、1万9,000円か。決して低所得者の人が入りきらんような家賃じゃないんですよ、現実には。もう住宅課長はよく調べておられると思うんですよ。数が2万数千、そして、民間は空き家率が非常に高くなっている。

その中で、県営住宅の今からの見直しのこともここに書いてありますよね。古くなった県営住宅を建て直すということは、非常に何か状況が厳しいような気がしますので、方向を——やっぱり私、何回も同じ質問をさせてもろうとっと思っても、なかなか方向をおっしゃらぬですな。やっぱり方向性を私は出されたがよくないかと思うんですね。国家公務員住宅は、はっきり方向が出たようですけどもね。

空き家率が、やっぱり賃貸住宅は3割とってください。3割以上。だから、逆にこの3割を有効活用して——県の管理している住宅が、どこだったかな、8,446戸。これは物すごいエネルギーと経費が要ると思うんですよ。

ですから、ここをぜひ検討してもらいたいと思いますが、住宅課の課長さんは、そうい

うマスタープランを何かお持ちなら、ちょっと話をしてみてください。

○平井住宅課長 最初におっしゃいました低額所得者というふうな考え方につきましては、少し整理させていただきたいと思っております。

それから、今の県営住宅の今後の整備の仕方ということでございますが、先ほども説明いたしました、基本は、公営住宅につきましては、整備主体は市町村というふうに考えております。

それから、民間賃貸住宅につきましても、確かに空き家は多くございますが、この中でも、やはり古いものあるいは狭いものというのも多くございます。やはり公営住宅にお入りになっている方が、一定の水準を保つ必要があると。そういった居住水準を下げないで、そういったことで受け皿になるような民間の賃貸住宅は、やはりぜひ活用していかなければいけないと。

そういったこともしながら、県営住宅につきましては、年々老朽化してまいります。そういったものにつきましても、私どもとしましては、まず前提は建てかえということではなくて、まずそういった活用できるものを活用した上で、その後、県営住宅についても、最終的にどのような形にしていくかということとを今後検討していきたいとふうに思っております。

○堤泰宏委員 けさの新聞、年金基金が、民間会社、8,500億の積み立て不足と熊日に載ったんですね。これに答弁ば求めるんじゃないですよ。社会の現状がそんな感じですよ。それから、将来は、1人で住む人ですね、独居住居が恐らく国民の4割ぐらいになるんじゃないかという予想もあるんですね。

そうしますと、広い住居よりも、狭くても

お金のかからない住居ですよ。極端に言うと、1部屋にふろ、台所がついとって、安い方がええと。年金も当てにならないと。国民の、まあ民間企業とか自営業の人たちは、私は、かなり深刻にそういうことを考えているような気がいたします。

快適な住まいは理想であるけれども、一番はやはり安く住める住居と、そういうことを念頭に置いておられんと、熊本県の住宅の政策というかな、そういうのはなかなか難しくなると思うですね。とにかく安いが一番と、私はそんなふうに感じます。

年金のことも今お話ししたですけども、介護保険の値上げなんか、これは夢のまた夢ですよ。そういう安い住宅の供給をいかにしたら守れるかと。一般の人は、ぜいたくな暮らしを今から求めないと思うですよ。家賃が安い。課長は、どんなお考えを持っておられるかと思って、政策的にですね。

○平井住宅課長 確かに、今生活も大変厳しくなっているということで、家賃も大きな要素だと思っております。

ただ、考える順番としましては、まずは家賃と、それからある一定の居住水準、まあ居住面積になりますが、例えば、今最低居住水準というのが定めてございますが、1人世帯で25平米、4人世帯だと50平米という基準がございます。

従前から、こういった最低居住水準のものはなくそうという方向で住宅政策も進められてまいりましたし、やはりまずはそのようなことも考えながら、また、そういった実際の家賃のことも考えながら対応していく必要があるというふうに思っております。

○小早川宗弘委員長 それでは、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かございませんか。

○山口ゆたか副委員長 今定例会の7日だったと思いますけれども、小早川委員長から、県内建設業者の受注拡大について質問が提起されて、土木部長の方から、答弁として、熊本市に対して入札に関する助言や情報提供を行うと答弁があったように記憶しておるんですが、執行部としては、具体的にどのような働きかけができるのか、ちょっと説明いただければと思います。

○金子監理課長 1点は、発注のやり方、発注の方法とかの運用に関する助言とか、あるいは県内の建設企業の施工能力とか施工実績等の情報提供等がまず考えられると思っております。

○山口ゆたか副委員長 ほかには何かないですかね。もうちょっと何か、いろんな場で問題提起していくことも大事なかなと思いますけれども。

○金子監理課長 この問題は、熊本市に限った話ではなくて、県下全域の市町村が同様の発注のやり方をやっているんだろーと思えます。したがって、県内企業への受注機会の確保のためには、県内の市町村、熊本市だけではなくて県内市町村に対して、県の中小企業の振興条例とかあるいは現在作成している建設産業振興プランに基づいてきちんとした要請を行うということと、あと、県内の各市町村が一緒になって公契連、公共工事契約業務連絡協議会というのを組織しております。その中で、研修会等もやっておりますし、集まった会議等もやっておりますので、その中で、そういう県内企業の受注促進に向けた要請を行うとか、あるいは施工実績等の情報提供を行うという作業が可能かと思っております。

○山口ゆたか副委員長 この問題について

は、9月の当委員会でも発言させていただいて、どういうことが有効かというのをさまざま模索してまいりましたけれども、今のところ、やはり執行部の方からいろんな協議会等の場を通じて働きかけていただくのが妥当ではないかというふうに思いますので、できれば委員会として、皆さんに御同意いただけるならば、執行部の要請としてそういった働きかけ、県内企業の受注拡大が見込めるような働きかけをしていただきたいと、行政の方ですね。働きかけをやっていただきたいというふうに、ちょっと委員会の方で意思表示をしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○小早川宗弘委員長 その件について、それぞれ委員の皆さん方、県内の建設業者の受注機会の拡大というふうなことで、熊本市に対して、特に政令市に伴って、予算規模も大きくなりますので、そういう要請、要望をしっかりと熊本市さんに伝えていただきたいというふうに思います。それは皆さん方は……。

○松岡徹委員 関連してよかですか。

課長の言葉じりをとるわけじゃないけれども、よそもと言うと熊本市は、ちょっとやっぱりひどい実態にありますよ。ですから、その点は、副委員長が提案された趣旨には大いに賛成ですね。

○小早川宗弘委員長 それでは、そのように強く要望、要請をしていただきたいと思います。

ほかに。

○緒方勇二委員 話のがらっと変わるんですが、歩道の整備のことでお尋ねしたいんですが、道交法との整合性です。

自転車、3メートル以上の歩道でなければ歩道上を走れない、この取り扱いですね。

単県事業で、やさしい道づくり等々で歩道を整備いただいています、事例を挙げますが、私の地元は、国道の歩道が1メートル程度です。ようやく平成の大合併で統合中学校が来春4月にスタートしますが、歩道を保護者の方たちは自転車の通学をさせてください、警察の方は車道ですよ。当初、歩道を通行可ということで標識の設置もお願いしてあったんですが、これが多分できないような状況になっております。一体どういうふうにご供たちに指導等々をしていけばいいのか。

本当に3メートルの歩道が整備されていくのかどうかもわかりませんし、既存の歩道の幅で今後もやさしい道づくり等々できちんと整備されていくんでしょうけれども、その辺の兼ね合いですね。一体どのように道交法と道路の整備等で——この辺の解釈がわかりません。ひとつ教えていただければと思います。

○亀田道路保全課長 道路保全課でございます。

今の緒方委員の御質問でございますけれども、ことしの10月に警察庁から、良好な自転車交通の秩序の実現のための総合対策を推進するということが発表されておまして、警察庁の今後の指導のあり方としては、今おっしゃいましたように、基本的には自転車は車道を通るのが原則という考え方があります。

ただ、そうは言いながらも、まだ自転車が車道を走行するための環境が整っていないのも実情でございます、今までの整備の進め方としては、自転車道、これは歩道と自転車と車道を完全に分離するやり方、それから、車道に自転車のレーンを、自転車帯を設けるやり方、それともう一つは、委員がおっしゃいましたように、3メートル程度の歩道であれば、特例といいますか、自転車も通ってもいいと。公安委員会が指定する区間については、特例として広い歩道については自転車も

通行が可能なようになっております。実態としては、そういうところが一番多いと思われまます。

これが極端に、この警察庁の通達といいますか、発表がなされたために、すぐに自転車を車道に排除するといいますか、歩道から排除して車道に出すという指導の仕方は——県警の交通所管をする部署に確認をしてみたところ、いきなりそういった急激な変化はやらない、指導はやらないというのが実情のようでございます。

ただ、将来的にはやっぱり、特に市街地を中心に、そういった自転車の走行環境の取り組みをやっていく必要があるのかなというふうに、道路管理者の方としても考えているところであります。

○緒方勇二委員 その通達のただし書き等々をよくよく考えてみれば、歩道でも行けるんだらうと思うんですね、現状ですよ。ただし、その標識の設置がなされない。ここは、歩道の幅員が3メートルとかあるいは車道側に走行レーンを設けるとか、そういう実態にそぐわない内容なので、しかしながら、実態は、歩道を走った方がより安全だと皆さん認識されているわけですね。

標識の設置をお願いしたいという願いをしていたら、逆に設置はできない、警察の方ではですね。そこの解釈が、まあ県警の方でも逆に指導をしていただいた方が、子供たちの今後の安全確保のためにですね。道路整備の方が遅々として進まなくて、どういう形になっていくのかも示し得ていない中で、実態とそごが生じているんじゃないかなと。その辺を指導、助言等をしていただかないと、私たちの地元は、統合中学校になって、国道等を通ります。県道も通ります。実際1メートルほどもない歩道がたくさんございます。そういうところを、どういうふうにご安全確保をして、道路管理者として、あるいは公安委員

会かもしれませんけれども、そこら付近の整合性を、ぜひ助言なりしていただきたいんですね。どうですかね。

○亀田道路保全課長 道路の、いわゆる道路構造令という、私どもが道路をつくる際によりどころとする法令があるんですけども、その法令の中では、自転車、歩行者、先ほど申しました3つのパターンがあって、自転車と歩行者が混在する道路、空間ですね。これについては、たしか有効幅員の2メートル50以上の道路でないと、自転車歩道という位置づけは従来から道路管理者としてもしてこなかった経緯がございます。

ただ、委員がおっしゃるように、実態として、非常にそういう高規格の歩道は少ないものでございまして、本来であれば、そういった自転車が多い道路については、そういう規格の高い道路を整備すべきところではあるとは思っておるんですけども、実態としてなかなかそれができていないというのも実情でございまして、片や、やっぱり歩道なものですから、歩行者の安全性も一義的には考える必要もあるものですから、そういうところで公安委員会あたりも、狭い歩道については、なかなか自転車が通行できるような指定はできないのが実態のような感じがします。

具体的に事例をちょっと示していただいて、地元の方で、所轄と道路管理者である私どもの方で一度協議をすることは可能かと思っておりますので、ぜひ具体的にどの辺が一番そういう必要性があるかというのを教えていただければありがたいと思うんですけども。

○緒方勇二委員 ぜひ事例を示しますので、指導、助言なりをしていただきたいと思っております。

それからもう1点ですけども、この住宅マスタープランの中で、中古住宅の活用とありましたが、今の歩道とも関連します。

今空き家がたくさんふえています。本当にシャッターが閉まってですね。この中で、耐震診断、耐震改修等の促進とうたわれていますが、今後、公が手がつけられない空き家等がいっぱいふえてくるんですね。これが通学路であったりするわけですが、いざ防災の観点、それから防犯の観点等々を考えれば、これは何がしか手を打たないと、危険家屋が多過ぎます。本当に地震が来れば、一発でやられるんじゃないかなというような家屋が、まあ金融機関が持っているのか、債権者がどなたなのかわからないような、そういう家屋の点在が本当に見受けられるような気がします。まあ、路線価の高いところあたりは、いろいろと再開発とかが進むかもしれませんが、地方の現状はもっともっと違うような気がいたします。それはお願いです。検討してみてください。

それから、これはちょっと変わりますけれども、請第13号の件で、私、公契約はまだ早過ぎると思って、そういう立場で否決に回りましたが、この請願の中身については、本当にそうだろうと思います。

監理課長は、B、Cクラスの社員の数とか、小規模だというような認識でおられますが、地方にとっては、B、Cクラスの方は、地域防災を大いに担っている職人さん方、そういう方たちをたくさん雇用されているのが本当の実態のところですよ。

そういう働く人たちが、本当にこういう形で意見を申し述べられましたけれども、1万5,000円の60何%で9,000円とか、そういう世界になりつつある、その重層構造も本当にわかります。

だから、その辺の認識をもっともっと調べていただいて、今度建設単価の予算がついていましたけれども、翌月に反映するような形とおっしゃいましたけれども、もっともっと精査していただきたいなと思うんですね。

本当に地方の地方では、働きながら消防団

に入ったり、いざ有事の際には一生懸命やられる人たちがたくさんおられますので、そういう認識のもとで、実態に即した調査をお願いしたいなと思います。これは要望です。

○泉広幸委員 私は、簡単に2件ほどちょっとお尋ねというか、したいと思います。

実は、県発注工事の下請についてなんですけれども、県では、やはり下請の優先の規定があると思います。その中で、やはり県産材、そして県内企業への採用に努めるというようなことで、私もお聞きをいたしておりました。

実は、ことし、多分8月ごろだったと思いますけれども、これは天草の林道工事、その件で、人吉の業者の方が落札をされたと伺っております。その下請で、県外の、鹿児島の方が下請をされたということで今伺っております。

そうした中で、県は、やはり適切な、そういう下請に対して指導をされたのか、そして、そうした場合の選定理由は何かあったのか、その1点と、あと1点は、本渡港の港湾施設の件についてちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

実は、多くの、例えばこの前もありましたけれども、県内の中学校の駅伝大会等ありましたけれども、そのときに県は港湾施設を駐車場としては貸せない。やはり多くの、そうした県内から集まったときには、船舶関係にそのスペースを少しでもあけて、有効利用させていただけないものかなということもあわせてお願いをしたいと思いますし、先般は、天草の農業者の集いといますか、農業祭のときにも、やはり県は渋っております。

そういうことで、多くの市民の皆さんが、生産者、農業者の皆さんが集まる集いでも、やはり港湾施設を開放してもらえれば、地元の方も大変助かるということでおっしゃって

おりましたので、これは要望ですけれども、よろしく願いをいたします。

○金子監理課長 1点目の関係でございます。

天草の方は、林道工事とおっしゃいましたので、土木所管の工事ではないので、どういう下請状況かというのは承知しておりません。

ただ、今年度からの下請報告書に、県内企業以外の、いわゆる県外企業に下請を回す場合については理由書を記載するようにしておりますので、その中で、内容を確認したり、指導はされているというふうに思っております。

○泉広幸委員 ぜひ、そのところは踏まえて、やはりせつかくの工事ですから、県内業者が受注できるように、下請ができるように、もっともっと強い指導をお願いしたいと思っております。

○小早川宗弘委員長 それでは、以上で質疑を終わりたいと思います。

本日の議題はすべて終了をいたしました。

最後に、要望書が8件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。御参考までにごらんいただきたいと思っております。

それでは、これをもちまして第4回建設常任委員会を閉会します。お疲れさまでございました。

午前11時57分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長